

答 申 書  
(答申第142号)  
平成24年5月7日

---

1 審査会の結論

学生の処分に関する「大学間での取り決め」に係る公文書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙（省略）のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「学生の処分に係る『大学間での取り決めのようなもの（文章）』」（以下「本件公文書」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、処分に関する「大学間での取り決め」はないことを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を変更し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 異議申立人は、自身が関係する特定学生の処分について、本件公文書を参考、参照し決定した旨実施機関の職員から説明を受けていることから、本件公文書が存在する旨主張している。

イ 実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

学生に対する処分については、それぞれの大学において学則などに基づいて個別に詮議し、総合的に判断するものであり、大学間での取り決めなどは存在していない。

実施機関における学生の処分については、北海道公立大学法人札幌医科大学学則（以下「学則」という。）第40条に基づき、教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒処分をすることができるとされている。

また、学生の処分内容を決するにあたっては、各事案ごとに過去の処分事例を参考にするなど処分対象行為に及んだ状況や学生への教育的配慮等を総合的に判断、詮議して処分内容を決するものとしており、他大学の処分基準等を参考にするのではない。

なお、異議申立人の上記アの主張に対しては、異議申立人に対し本件公文書が存在する旨の説明は行っておらず、当該学生に関する別の説明と混同したものである。

ウ 当審査会としては、学生に対する処分については、それぞれの大学において学則などに基づいて個別に詮議し、総合的に判断するものであり、実施機関の学生の処分についても、学則に基づく適正な手続きにより決定されているものであるから、当該詮議過程で本件公文書は必要はなく、存在していないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

また、特定学生に係る処分説明会での説明内容について実施機関に確認したところ、上記アにおいて異議申立人が主張するような説明があったかどうかは分からないが、本件公文書が存在することを伺わせるに足る事実は認められなかった。

したがって、実施機関が本件公文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 2 月 16 日	○ 諮問書の受理（諮問番号397） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書不存在通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書）の提出
平成24年 2 月 21 日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号397） ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成24年 3 月 12 日	○ 異議申立人の意見書を受理
平成24年 3 月 26 日 （第一部会）	○ 異議申立人の資料を受理 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人及び補佐人の意見陳述 ○ 審議
平成24年 4 月 20 日 （第一部会）	○ 審議
平成24年 4 月 27 日 （第59回審査会）	○ 答申案審議
平成24年 5 月 7 日	○ 答申